

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年 11月 24日

個人情報ファイルの名称	子ども・子育て支援システム「こあら」
行政機関等の名称	<input type="checkbox"/> 東京都北区長 <input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	子ども未来部保育課
個人情報ファイルの利用目的	保育の教育・保育給付認定のため。 保育所等の利用調整のため。 保育料の徴収のため。
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1氏名、2住所、3続柄、4電話番号、5生年月日、6国籍、7学区、8住民日、9課税情報、10保育所等利用希望施設、11就労先情報、12疾病・障害等情報、13就学情報 など
記録範囲	保育の教育・保育給付認定又は保育所等利用申請を行った児童 保育の教育・保育給付認定又は保育所等利用申請を行った児童の保護者（父母、同居祖父母）
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム、区住民税システム
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人

	情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第4項
	<input type="checkbox"/> その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 北区総務部総務課文書係
	（所在地） 〒114-8508 東京都北区王子本町1丁目15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	子ども未来部保育課入園相談係 電話番号 03（3908）9129
備考	